

# 東亞經濟論叢

第壹卷 第壹號

昭和十六年二月

## 創刊號

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について……………	文學博士 加藤 繁
中國金融の特殊性……………	經濟學博士 小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて……………	經濟學博士 八木芳之助
現代支那社會論……………	文學士 小竹文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通費用……………	經濟學士 天野元之助
墨家の經濟思想……………	經濟學士 穗積文雄
領用制の進展……………	經濟學士 徳永清行
東亞食糧問題と食糧慣習……………	經濟學士 大上末廣
買辦制度……………	經濟學士 鈴木総一郎
支那に於ける教會の社會性……………	經濟學士 澤崎堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度……………	經濟學士 岡部利良
中國に於ける聯合準備制度について……………	經濟學士 熊本吉郎
佛領印度支那の財政……………	經濟學士 島本融
東亞廣域經濟の貿易政策……………	經濟學博士 谷口吉彦

(裝幀)

書肆 有斐閣 發賣

# 領用制の進展

徳永清行

## 一 紙幣問題の所在

民國二十四年（一九三五年）の新幣制改革斷行前にあつては、支那紙幣の流通が繁雜を極めしは言を俟たない所である。極めて概言して見ても所謂中央發券銀行とも稱すべき政府系銀行の發行券があり、省立銀錢行號其他省政府機關の發行券があり、特種銀行の發行券があり、私立銀行の發行券があり、中外合辦銀行の發行券があり、在支外國銀行の發行券があり、更に錢莊、商號、工廠或は其他の非金融組織から發行された私票も相當廣く流通したものである。然もそれ等には銀元票あり、銀兩票あり、小洋票あり、銅元票あり、制錢票ありの状態で、いはば五花八門の觀を呈したものである。<sup>1)</sup>これ等雜然たる紙幣の流通は必然、時間的に地域的に制約を被り、屢々流通の圓滑を缺いだものである。例へば地域的にいへば、一地域より出でたる紙幣は、たとひ流通が許されたとしても、それは往々貼水即ち割増を伴つたものであり、貼水も甚しきに至れば當然流通上の支障とならざるを得なかつた。<sup>2)</sup>この簡略な叙述からしても支那の紙幣問題の解決には錯綜複雑せるものがあり、容易なるものではな

- 1) 楊蔭溥，中國金融研究，PP.40~42。  
吉田虎雄，支那貨幣研究，PP.193~194。  
周伯棟（編譯），支那貨幣史綱，P.169。
- 2) 支那側銀行券は中國銀行，交通銀行等においても長く區域制の下に發行され

かつたことが察知せられるのである。

單一發行制を標榜して所謂中央銀行より發行する兌換券を以てせんとする統歸策は、清季より企劃された所のものであつたが、それは實效を収め得ざるまゝに民國革命に遭遇した。民國成立以降においても紙幣取締の企圖はこれを知ることが出来るが、分散發行制を矯めるに極めて乏しきものであり、若干の曲折を経たるも結局紙幣統一の目的は果されざるまゝに、支那の銀行券發行は多數發行制のまゝに持來された。爾後、中央銀行の成立はその發行券に全國統一發行制の建前を採つたものであるが、他面發券銀行は未だ併立せしものであつた。政府系銀行發行券と併行して省政府機關發行券あり、特種銀行發行券あり、私立銀行發行券あり、これ等を一括して支那側發行券とすれば、他面これに對して在支外國銀行發行券を擧げ得べく、以上を銀行の發行券とせば、これに對して私票としての發行券が存在する状態であつた。紙幣問題の所在を明確ならしむるため一應これが實狀を探つて見る。

私票は所謂私人發行券であり、陝豫鄂贛湘川綏察即ち陝西、河南、湖北、江西、湖南、四川、綏遠、察哈爾の各省に盛行したといはれるが、其他各省にして私票の存在を見ざりしものは殆んどなかつたといひ得るであらう。就中、江西の宜春縣の如き八十餘商家の發行私票があり、浙江の嵗縣の如きは竹籤を以て代錢せる特種の私票があり、江蘇の徐州、廣東の汕頭の如き私票盛行して著名であつたといふ<sup>3)</sup>。私票は例へば普通商舖の發出し、現款即ち現金に代りて使用される如きもの、謂ひであるが、それは各種の公司、工廠、商號、商會、錢莊其他の公私團體の發行するものを包括し、その流通せるもの、種類複雑にして、小民生計との關係緊密なるものあるべ

たものであるから、この角度からも支那紙幣の信用には脆弱性が伴つたわけである。

3) 馬寅初、中國之新金融政策、P. 173.

きは想見するに難からざる所である。紙幣整理乃至統一問題においてこの種私票は必ず取締らるべきものであるが、一説を以てすれば「私票僅爲私人牟利之具」であり、従て地方政府の法令一片を以てこれが行使の絶跡を期し得べしとして陝西、江西の金融整理を例示し、省政府の取締にして公佈辦法の嚴勵執行による効果を期すものがある。この見方は私票の流弊の如きはいはば癰疥之疾であつて、腹心之患ならずとしたるものであるが、取締の實施さるゝにおいて果して餘弊を發生することなきかを一考せしめるものがある。即ち基礎健全なるものは遵令收回の能力あれども、信用不健全なるものは或乗機拆爛汚、捲款潛逃、或自由宣告破産の虞あり、かくては小民の被害少しとせず、取締實施上周到にして流弊なからしむを要望される所であつた。<sup>4)</sup>

在支外國銀行にして支那政府の允許を経ざるまゝに支那にあつて紙幣を發行したものがあつたが、これは支那人側に信用を博したのであつた。その發行額は驚異せしむるものがあつたといふものがあるが、支那市面に流通せし紙幣は巨多ならざりしを次の事情に見る。<sup>5)</sup>

佛國系の東方匯理銀行 (Banque de l'Indo-Chine) は發行券多額に上りしと雖も、その大部分は佛領の安南地域の流通にかゝり、一部が支那に流通したが、それも佛領に接攘の雲南、廣西等に流通したものである。又英國系の匯豐銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Corporation)、麥加利銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China) 及び有利銀行 (Mercantile Bank of India) の三銀行は香港に註冊せるものであつて、英國海外資金の先遣隊ともいふべきであり、その發行券の大多數は香港、南洋等の地域であつて一部が租界内に流通した。日本系銀行の中では正金銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行が支那にあつて銀行券を發行してゐたが、その大部分は舊東三省に流通せしもので

4) 前掲、中國之新金融政策、P. 174.

5) 朝鮮銀行、支那新式銀行の現勢、PP. 11~12.

王承志、中國金融資本論、PP. 117~126.

Chen Chia Tsün Das Chinesische Bankwesen, 1938. SS. 13~16, SS.

あつた。其他白耳義系の華比銀行 (Bank Belge pour l'Etranger)、米國系の花旗銀行 (National City Bank of New York)、大通銀行 (Chase Bank)、或は獨逸系の德華銀行 (Deutsch Asiatische Bank) なども銀行券を發行してゐたが、その發行額は比較的少なかつた。これ等外籍銀行の發行券はカンの調査によれば民國二十二年末の統計では上海における流通は三百數十萬元、中國銀行の調査によれば民國二十三年六月天津における外國紙幣は百二十餘萬元に過ぎずと稱せられるに至つたものである。邊境の省域乃至外國人勢力特大の少數區域外は流通を減少したものであり、外國租界内にあつても外國紙幣の勢力が殊に優勢を持続したものでなかつた。これが原因は支那側銀行券の進展により外國銀行の發行券流通が減少したものといはれるのであつて、外國銀行券の流通は自然減少に至るべく、不解決のまま解決すべしとしてこれを憂ふるに足らずとの見解が既に出てゐた。

されば紙幣問題にして支那側の見解では私票問題複雑なりとするも、解決に容易を期する向があり、外國銀行券は自然の消滅に委すべしとしたのであるから、一應かく區別して見れば紙幣問題としては大體支那側新式銀行の發行券を繞つて禍患が伏在するわけである。<sup>6)</sup>

その中、省政府等の發行券については省市立金融機關の發行があり、又財政廳直接の發行があり、官錢局の發行があり、この種の發行券は甚だ多かつた。河北、山西、河南、山東、陝西、浙江、福建、廣東、廣西、湖北、江西、四川、甘肅、察哈爾、綏遠等の省にして、これが發行券なきものを見ないといはれる。然も往々にして流弊甚しきものがあり、山西省の晋鈔の整理、或は雲南富滇の舊鈔の整理等が代表的に擧げられたものである。これ等省市機關の發行券は或は所謂官錢局より發行され、その發行券の多寡は地方財政との關係密接なるものあるに

45~46, SS. 56~58.

6) 前掲、中國之新金融政策, P. 174.  
前掲、中國金融研究, PP. 43~44.  
Kuo Sung Chuan, Paper Money, 1938. PP. 49~54.

よりこれが取締乃至解決に當つても徹底を期しがたきものありしが、一面その流通地域の有限なるによりその波及範圍も限局され、小にしては則ち一市數市、大にしても一省數省を出でず、全局を牽動するものに非ずとし、癘疥之疾甚しと雖も手足之病にとどまるとした見解もあつた。

こゝに紙幣流通の實狀から見るに、比較的僻陬の城鎮には私票の行使が普遍し、内地都邑にては支那側銀行券の外には地方政府紙幣が勢力を占め、通商大埠では支那側銀行券の外には外國側銀行券が流通したものと見るを大體の狀勢としたものであつた。かくて紙幣整理乃至取締の對象として重要視されるものを抽出せば、支那側特種銀行の發行券乃至支那側私立銀行の發行券となるのであつた。而してこの支那側銀行の發行券が如何にして統一され得るか、整理され得るか、紙幣問題の核心をなすものとされたわけである。

支那側の發券銀行は國家銀行たる中央銀行を除きて、中國銀行、交通銀行の如き特種銀行があり、更に中國實業銀行、中國通商銀行、中國墾業銀行、中國農工銀行、浙江興業銀行、四明商業銀行、或は中南銀行、鹽業銀行、金城銀行、大陸銀行の組成せし上海四行準備庫の如きが代表的のものであつた。支那側銀行券は統一には至らざりしも、その流通は次第に増大し、上述大別せし紙幣中極めて重要な地位を占めてゐたのである。

## 二 紙幣擴充策としての領用制

領用制は後類の如く無集中の集中なる機能を有するが、その反面には紙幣推行の一方法ともなるのである。紙幣の推行の一方策としては、一面消極的に他行の發行を限制するが、反面に積極的に自行の發行券を推廣すること

となる。従てその發行券の入替作用はこれが運営の目的如何により單なる自行發行券擴大より一步を前進して統一發行の豫備をなすものともなり得るのである。この仕組は民國四五年頃より發生したるものゝ如く、次の紙幣擴充の一方策の中にこれが生成を見ることが出来るのである。

支那における銀行券の發行は取締者たる政府においても、被取締者たる發券銀行側においてもこれが運営上獲取し得べかりし利益を追求する所となつたため、當然それは社會の實需と均衡を得たものとはなり難く、殊に發券銀行間の競争には日新月異のものが採られたのであつた。

銀行券流通擴充の方策としては、(一)大商業公司と聯絡しての推行方法があり、(二)特産出廻期の推行方法があり、(三)聯行代理兌換乃至奧地錢莊代理兌換による推行方法があり、(四)爲替手数料免除、準備集中による推行方法があり、(五)軍隊鐵路と聯絡しての推行方法があり、更に(六)銀行、錢莊、典當(質屋)等と領券訂立による推行方法が擧げられてゐる。就中銀行、錢莊、典當の領用は次の如き方法において行はれたものゝ如くである。

(イ) 遅期交換領鈔票之辦法 遅期現金交付による領用方法は、發券銀行が領用銀行乃至錢莊、典當側より遅期交換を受入れるか、或は遅期本票(銀行發行手形)莊票(錢莊發行手形)を以て準備とし發行券を領用せしめる方法である。

(ロ) 現洋換領鈔票辦法 現金納入による領用方法は天津において行はれたるものゝ如く、それは發券行に領用者側から即ち一覽拂手形或は毎日現金を送り、並に受入雜票を發券行に送交して往來存款即ち當座預金としてこの場合は天津券を領用せし方法をいふ。

8) 鈔票發行銀行が他地に辦事處を設け、後者より前者へ同行鈔票を以てする匯款の請求には爲替手数料を免除する方法をいふ。

9) 馬寅初、中華銀行論、PP. 267~274.

(ハ) 放用鈔券之辦法 貸付による領用方法であるが、この種領券辦法が放款即ち貸付の性質を含有するに上りこの名稱を持つ。この辦法は地により異なるものゝ如くである。一は鈔票推行に奥地各縣の典當を利用する方法であり、郷民の典當を最高信用機關とするを藉りて當該典當に『本典對於某某銀行鈔票當贖與現洋一律通用』の告示をなさしめ鈔票と現金を一律に使用するの風氣を開き、以て鈔票を推行せんとする方法である。<sup>10)</sup> 他は領用銀行が發券銀行に向つて取引口座(往來戶)を開く方法であつて、所訂の數額以内は無利息とし、超過額に利息計算とし、超過額の隨時受入をなすものとし、而して領券行受入の外國銀行鈔票は發券行に送存し、これには利息付としたるもので、一種の貸付性質を含みたる領券方法であり、天津某銀行に採用されたるものゝ如くである。

(ニ) 流通數給息之辦法 流通數額に應じて月息を給付する方法で、浙江省錢塘江上流で上海鈔票領用について行はれたものである。錢莊、當商及收貨貨號の如きが上海鈔票を領用するに先づ現金を納付し、上海發券銀行の派出員より金額に應じて上海券の發給を受けし方法である。券面に記號を記載し、その發行額と收回額より流通數を算出し、該戶の當月分平均流通數に對し月息を付して鈔票推行の獎勵法としたるものであり、流通數大なれば息金多くなる仕組である。

(ホ) 用商業匯票領券之辦法 商業手形を以て領用の準備とする方法である。天津大銀行と天津銀號の取引勘定を有するものとの間にて行はれたる方法にして、それは上海、漢口の大銀行の辦法を参照したるものといふ。領用契約において準備規定は現金六割、公債四割とするが、若し公債不足の場合に天津の商務區域なるに徴し、便宜上の取扱として確實なる商業手形を以てする若干補充其他若干の措置を許したるわけである。

10) 典當は若干家が聯環擔保をなして連帶賠償の責に任する場合もある。典當の領用についての合同即ち契約書に規定される所に從ふ(馬寅初、中華銀行論、P. 277.)。



(へ) 用現金與道契領券之辦法 現金並に地券を以て保證となす領用方法である。上海の發行銀行に向つて上海の錢莊が領用を求むるに莊票の強化として各莊領券辦法を一律に現金納入及保證準備に改訂したるものであるが、其の缺額を莊票を以て補足するを得るとした。然るに上海中國銀行の制定せる準備金は現金六割、公債票(照市價折實)三割、莊票一割は錢莊筋の採算上よりの要求出で、上海の房產道契を以てする緩和規定が契約上に入れられたのである。但し房產道契は中國銀行の認可を経ること、並に評價に照して七割計上のことの二つの制限が加えられたものである。<sup>11)</sup>

これ等各様の發生事情を發行行がその對象とする領用者についてなせば、左の如く類別することが出来る。

### (1) 銀行領用

この種領用制は民國初年、上海に中國銀行が設けられて以降の特殊制度にして、民國四年、中國銀行と浙江興業銀行との間に領券契約が訂立されたるが元來領用制度の濫觴と傳えらる。銀行領用とは凡そ銀行が他銀行所發の兌換券を領用する場合であつて、即ち領用行は發行行の兌換券を代理發行するにおいて領用制の仕組となる。銀行間の領用はいはゞ親銀行乃至大銀行の發行券を子銀行乃至群小銀行にて引受發行乃至代理發行する場合に成立つのであり、銀行會計上、營業庫存表に本行暗記券或は日計表に領用兌換券、領用兌換券準備金等の項目を以て處理せられてゐる。而して中國銀行の領用發行にあつては同行の支店も上海中國銀行の銀行券を領用してゐるが、これ中國銀行にあつては本支店は内容において獨立せるためかゝる聯行領用を生ずるのである。<sup>12)</sup>

### (2) 錢業領用

11) 前掲、中華銀行論、PP. 274~282.

12) 朝鮮銀行調査課、支那新式銀行の現勢、PP. 17~18.

上述の現金並に地券を以て準備とする領用方法について上海中國銀行と上海各錢莊との領用契約に觸れたが、これ即ち錢莊を對象とする領用制の代表的のものである。

右の生成は錢莊の領用制採用の發足と稱されるものであり、民國十三年に至つて即ち上海の錢莊十四家が中國銀行と領用契約を締結したものである。中國銀行券の領用は従前は新式銀行に限られたものであつて、錢莊に對しては領用辦法は無かつたものであつたが、民國十二年十一月、上海に銀兩銀圓恐慌が発生し、當時上海の各錢莊は銀行券の領用を交渉することゝなつたが果さず、翌十三年春に到つて錢莊再び聯合要求して數次の磋商を経て錢莊自開の條件を中國銀行の同意を経て、領用鈔票合同を同年四月に締結することゝなつた。この錢莊の中國銀行券の領用は總額五十萬元を以て限度となすあり、總額二十五萬元を以て限度となすあり、この領用總額限度以内に在つて、隨時中國銀行に向つて上海地名の五元券及十元券を陸續領用することゝし、各該莊が中國銀行に向つて鈔票を領用する原額外に、若し各該莊の用に不敷あらば、各該莊は原契約に依照して再び中國銀行に向つて鈔票の續領を商議することゝした。これが契約書の一部を見るに次の如きものである。

#### 上海各錢莊領券合同<sup>13)</sup>

上海某莊(以下簡稱某莊)向上海中國銀行(以下簡稱中行)領用鈔票合同。

(一) 某莊得分批向中行領用上海地名五元十元鈔票、以領足總額〇萬元爲度。

(二) 某莊領用鈔票、應備現金六成、整理案內中央政府公債票三成(須按時價折合、市價上落、隨時增減)或上海房產道契(須經中行認可估價、照七折合計、估價如有漲落、亦可隨時增減)交付中行爲保證金、其六成現金、不計利息、某莊不得隨時動用、某莊并應自備現金一成、以補足此項領券之保證金、對於此一成現金、應由某莊出具中行攬頭即期莊票一紙、交中行

13) 張家驥, 中華幣制史, PP. 140~143.  
前掲, 中華銀行論, PP. 282~284.

保管、此項莊票、每屆陰曆正月間、掉換當年即期莊票、所有保證公債或道契及莊票、由某莊應具正式通知書、敘明公債號碼或道契號碼、由中行給予正式收據、並編明公債或道契號碼、所交莊票、遇有必要時、中行得收現充作某莊繳納保證金之一部份現金。

(三) 領用之兌換券、雙方各加暗記。

(四) 中行收某莊領用之暗記券、可隨時向某莊兌換現金。(以下省)

### (3) 當舖領用

都會地銀行の直接鄉村に銀行券を推廣せず當該地において信用ある當舖の手を通じて銀行券の發行増加が割される場合があり、その一端については既述せし所であるが、銀行と當舖間の發行情は左に掲出せし所に俟つ。

領用鈔票者、發行銀行給以相當之利益、未有不樂於領用者。最足爲銀行推廣發行之機關、莫若內地當舖、因都市銀行不能取信於鄉民、地方當舖、大都皆爲當地鄉民所信仰、試問當舖所發之當票、字形特別、吾人且不能知其所以、況無知鄉民乎。而鄉民信之彌堅、藏之彌固、豈當票之足以起其信仰乎。要以當舖本身之信仰足以招致之也。故銀行之鈔票、直接不能推行於鄉村、但一經當舖之手、散之鄉間、未有不能取信於人者、此銀行推廣發行、所以每利用內地當舖、使其領用本行鈔票、而給以相當報酬、如領用十萬元者、銀行不必即時令其繳付現款、只要其出一期票。定一月或者若干日後還款。此舉在當舖、於此一個月或者若干日內無異自用銀行之放款、不付利息、何樂不爲。當舖領發鈔票之後、且往往於門首懸一代兌發行鈔票之牌、鄉人更知鈔票可以兌現、信用益固、事實上更不至請求兌現、故鈔票之流通、亦得日推而日廣。<sup>14)</sup>

かくの如く領用制は紙幣の代理發行の意味となるのであつて、發券銀行所發の兌換券を領用銀行乃至錢莊側に發行するにおいて成立する。これが成立の條件としては領用銀行或は錢莊より準備物件として、例へば現金六<sup>15)</sup>

14) 前掲、中國之新金融政策、PP.175~176.

15) これ銀行會計科目上の「領用兌換券準備金」 Reserve for Other Banks notes Issued Through Us にして、領用行が領用兌換券準備金の一部分を領用行に留存し、これについては一覽拂手形の如き有價證券を發券行に交存せ

割、公債或は證券四割といふ如き（初期には現金七割公債三割といふ如きものであつた）を提供するのである。かくて領用券は一見發券銀行の自行發行券と同様であるが、領用銀行乃至錢莊を経由して發行されるにおいては券面に記號が記載され「暗記券」となるのである。この特殊發行制度は發券銀行が領用銀行或は錢莊に自行の發行權を一部割譲するわけであるから、發行權なき銀行又は錢莊或はたとひ發行權を有すとも社會的信用の低き銀行又は錢莊が信用高き銀行の紙幣を借入れるわけであつて、その享受する利益は發券銀行の特權賦與であり、發券銀行としては自行としての正貨準備乃至保證準備を要せずして自行發行券を推廣し得るにある。

以上諸種の領用生成の事情に徴するに、領用制の機構は一種の貸付制にも類するを思はしむるものである。それは發券銀行が領用銀行に發行券を貸付け代理發行せしむるに當り仕組は形式において大銀行が中小銀行にその發行券を貸付けると外見を同じくする如きも、その實質において截然區別を要すべきものがある。即ち單純なる貸付制としてならば發行券については發券銀行が發行者たる立場を終始するが、領用制にあつては發券銀行はその發行券の領用されたものについて、即ち暗記券についてこれが兌換の責を負ふは他の自行本來の發行券におけると同様の立場を執るが、更に當該回收券については領用銀行乃至錢莊の側においても發券銀行と同様の立場を執ることになるのである。それは發券銀行が領用銀行券を兌換したるものは領用者側に還付して現金兌換の請求が出来るのであるから、發券銀行はその領用兌換券について當該領用契約期間は兌換責任の緩和となり、領用銀行は兌換關係につきては發券銀行との内部關係は自ら發券銀行たる責任をとることとなるからである。<sup>16)</sup>

以上の叙述において領用制の生成を一應取調べたのであるが、これ等は單純に自行券の流通擴張策としてなら

しめて保證となすを「領用券保證準備金」Securities Reserved for Other Banks Notes Issued Through Us といふ。

16) 日本銀行調査局，海外經濟叢報，昭和十二年六月，P. 456.  
東亞同文會，支那及滿洲の通貨と幣制改革，PP. 440~441.

ば別に特異の制度として取扱ふを要しないのである。領用制をこゝに取上げたるは主として後顯の事情においてある。

### 三 發行券統一策としての領用制

民國成立後において清末以降果し得られざるまゝの單一發行方針が一應採られたものである。當時、政府の紙幣整理に向つて採りし所としては取締紙幣條例の公布があり、他面中國銀行の領用兌換券制度が規定される所があつた。民國四年十月二十日取締紙幣條例が公布され、<sup>17)</sup>本條例施行後新設の銀錢行號或は既設と雖も未だ紙幣を發行せざるものは皆發行するを得ずとし(第二條)、本條例施行前既設の銀錢行號にして特別條例の規定ありて紙幣發行を許されたるものは營業年限滿期において全數收回とし、特別條例の規定なきものは増發を許さず、財政部より期限を定めて陸續收回のこととした(第三條)。而して同時に中國銀行に飭令して領用兌換券辦法を厘訂し、發券各銀行をして中國銀行券を領用するを得しめた。かくて民國四年、浙江興業銀行が中國銀行と領券契約を訂立してゐるが、これ前掲の如く領券制度の濫觴と稱せられるものとなつたのである。<sup>18)</sup>中國銀行券を領用するには現金七割、公債三割を具備すべき規定であつたが、この種規定は一律ならずして、浙江興業銀行と中國銀行間の特約訂立においては現金五割、公債二割五分、期票二割五分(額面に照して)となつて居り、興業銀行の納入する現金に對しては利息を付し、その兌換券總額は三百萬元、特約有効期間は四十二年となつてゐたものゝ如くである。<sup>19)</sup>其後、民國四年の浙江實行銀行、民國六年の中孚銀行と中國銀行間の領用契約にも右と同様の締約がなされ

東亞同文書院、現代支那講座、第三講、PP. 199~201.

17) 民國九年六月二十七日修正取締紙幣條例公布さる。

18) 謙益、論領券制度、上海錢業月報第九卷、第五號。

19) 前掲、中華幣制史、PP. 138~139.

て、爾來、各銀行の中國銀行兌換券領用が漸次増加し、民國十三年には上海の錢莊十四家が中國銀行と領用契約を締結することゝなつた。これが錢莊の領用制の發足と稱せられるは既述せし所である。

これより先、民國八年には政府は銀行公庫兌換券條例を制定し、所謂統一發行に資せんとしたるも實現せざるまゝに推移し、民國十二年、幣制局は公庫組織を提唱したものである。これが目的は多數發行制より單一發行制へ到達するの過渡的辦法ならしめんとしたものであるが、公庫制はそのままには實現せず變形されて聯合發行準備庫として出現した。

聯合準備發行として民國十一年九月、中南、鹽業、金城、大陸四行の採用する四行準備庫があり、十八年五月、舊東三省における東三省官銀錢號、邊業銀行、中國、交通銀行の奉天分行の採用せる遼寧四行號聯合準備庫があり、前者は現金準備六割、保證準備四割を以て中南銀行券を發行し、後者は現金準備七割、保證準備三割を以てし、邊業銀行券を發行したものであつた。公庫制といひ、或は聯合發行制といひ、これは或は公庫に向つて兌換券を承領し、或は聯合發行準備庫において領用鈔票の方法によりたるものであり、何れも領用兌換券の一形態と見得るものでもあつた。

中國銀行の兌換券領用は從來紙幣發行をなせし各銀行に中國銀行兌換券を領用せしめたものである。一面それは中國銀行からすれば自行券の擴大ともなつたのであるが、他面それは紙幣整理の立場から見れば前清以降企圖され乍ら實施に至らなかつた紙幣整理の一顯現とも見られ、發券銀行集中制を採りたる一措置とも見られるのであつた。

民國四年十一月の「呈大總統爲中國銀行兌換券未能迅速推度緣陳原因及進行方法文」によれば中國銀行兌換券の推廣せざるの理由としては一に各省紙幣の濫發にして提供の需求に過ぐるものにして、惡貨既に市面に充塞し、良貨發展する能はざる所となし、第二に國庫未だ統一せざるにより中國銀行鈔票推廣をなし能はざる所となし、第三に幣制未だ劃一なる能はず、阻礙横生し、全國通用銀元の實現されざるにあり、銀元鈔票の自ら通用困難となるを掲げたのであつた。而して公庫組織の提唱さ

れたる主要理由は第一に國家銀行の實力未だ充實せず、第二に集中制實行するを得ざるも多數制の弊を矯正するを要し、これが折衷辦法としたのであつた。

領用券については各行の營業報告の不全、各地錢莊及び其他金融機關の領券額不明なるため、その數字上の明確を缺ぐのであるが、領券行の漸増と領券額の較増はその領券發達を見込ましめたものであつた。<sup>20)</sup>

それは少數大銀行の發券は推廣することとなり、多數弱少銀行の發券は萎靡すると見たからである。即ち發行銀行は信用優越し、基礎鞏固にその兌換券は社會の歡迎を受くるに至り、領券者は領用に安んずべく、發行銀行は領用者の増加により其の兌換券の推行を愈々廣大すると見るのである。領券行と發券行との相互利用は結果として自然に大銀行に發行券が集中されることとなるを期待し得るとする。而して大銀行の數行を除ける弱小發行銀行は自然淘汰の下に置かれ發展する能はずと見たのである。

民國七八年乃至二十三年の間において新生の銀行は發行權の獲得を以て急務としたるものであつたといふが、他面領用券制度の發達は無發行權の銀行も領用を訂約するを得、十四年以降新發券銀行の發生を聞かず、こゝに領用券制度の消極方面における効果を見たとなし、更に數大銀行への發券集中は將來の單一發行制度への助成策となり得るものとも見たのである。

公庫制といひ、領用制といひ、それは支那における紙幣整理の側面的効果を持つたものとして留意を要するは叙上の經過に徴して首肯される所である。殊に領用制は嚮きに取締紙幣條例乃至修正取締條例の如きが未有發行權銀錢行號への發券不許可規定、既有發行權銀錢行號の發券回收規定を空文のままに經過したるに比較する時、

20) 前掲、上海錢業月報第九卷、第五號。  
前掲、中華幣制史、P. 139.

紙幣統歸策としての無集中の集中を知るのである。即ち領用制の採らるゝにおいては未有發行權銀錢行號は他銀行の發行券領用をなし得るにより強ひて發行權の取得を要せず、既有發行權銀錢行號は高度信用の發券銀行券領用によりて寧ろ自行の發行權を放棄するの氣運を助長するからである。されば政府としては領用制の發展を促進するまでに積極的態度は採らざりしとしても、消極的に領用制の取締に峻嚴ならざりし所以でもあつた。<sup>21)</sup> 領用制度の普及は銀行發行券の統歸を側面的に助成する結果になつたのであり、次で中央銀行も成立と共に中國銀行に倣ひ領用制を採用したる所であり、殊に中央銀行はこの領用制により積極的に發行權の集中整理を意圖したる如くにも見受けられるものであつた。<sup>22)</sup>

中國銀行は各行莊との領券契約締結後、領用鈔票増發についての外部よりの疑惑を避くべく、領用銀行乃至錢莊の供託準備金の一律公開をなし「検査準備辦法」四箇條を定め、領用銀行乃至錢莊より毎月代表を輪推して中國銀行に來つて検査せしむる方法（第三條）をとり、かくて信用を高むる所があつた。<sup>23)</sup>

#### 四 金融逼迫緩和策としての領用制

民國二十四年三月、財政部は各省の兌換券發行を統一すべく、各省又は地方銀行の大額銀行券發行權の取消を實施したものであり、省政府又は地方銀行は一元及び一元以上の兌換券は發行するを得ざることとなつた。<sup>24)</sup> 而してこれが暫行的措置としては同年三月頒布の「設立省銀行或地方銀行及領用或發行兌換券暫行辦法」に俟つ所のものがあつた。これ即ち大額兌換券については中央銀行發行券についての領用辦法を規定する所のものであり、

21) 東亞産業協會，支那の紙幣，PP. 16~17.  
22) 前掲，支那及滿洲の通貨と幣制改革 P. 441.  
23) 前掲，中華幣制史，PP. 143~144.  
24) 宮下忠雄，支那貨幣制度論，P. 51.



中央銀行は一元及び一元以上の省市暗記兌換券を印刷發行するのであつて、それには某省市の文字が標明されて各省銀行或は地方銀行の領用に備えられ（第二條）、その領用については省銀行或は地方銀行は領用數額に應じて六割の現金準備と四割の保證準備を中央銀行に供託しなければならない（第四條）旨を規定した。而してこの發行券は中央銀行において責任を以て兌換するのであり、兌入後の當該暗記券は外部へは暗號記號を以てする秘扱となつてゐるが、發券銀行と領用銀行の間にあつては當該發行者は識別されるから暗記に依照して夫々原領用の各銀行について全額の現金を回收するのである（第六條）。<sup>25)</sup>

第二條 中央銀行印發一元及一元以上省市暗記兌換券、標明某省市字樣、以備各省銀行或地方銀行領用。

第四條 省銀行、或地方銀行領用中央銀行兌換券、應照領用數額、繳存六成現金準備、四成保證準備於中央銀行。

前項六成現金準備、得由中央銀行以二成、轉原領券銀行。

第六條 各省市銀行領用之中央銀行兌換券、由中央銀行負責兌換、兌入後依照暗記、分向原領用之各省市銀行、換回十足現金。各地中央銀行分支行亦照此同樣辦理。

第九條 省銀行或地方銀行向中央銀行領用兌換券、除依照本辦法辦理外、其他事項、依照中央銀行同業長期領用兌換券規則、雙方商辦之。

かくてこの制度により發行權を停止されたる銀行も發行權を持續したると同様の機能を働かすこととなるのであるから、發行券の集中に資する所あると共に金融梗塞の緩和に効果が囑されたわけである。<sup>26)</sup> 領用制の進展は鈔票推廣の手段としてを措けば大體前半期においては單一發行制の能力を有する中央銀行の出現が困難なるまゝに發券の集中に役立つたものであり、後半期においては金融逼迫期に一役を演じたものと概観し得るであらう。

25) 此在名該行之間。雖知某種暗記券爲某行或某莊所領用發行。而在一般社會人士。僅知其爲某某銀行之兌換行。不必更辨其領用之行莊爲誰也。（前掲、上海錢業月報第九卷、第五號）

26) 民國十二年末、上海に銀兩銀圓恐慌の發生したる際において十三年春、錢業

領用制は幣制改革の結果、一九三五年十一月以降は發券集中が行はれ、この制度は必然的解消を伴ふ運命にあつたのであつたが、中央、中國、交通三銀行より他の諸銀行、錢莊へ法幣の領用が許されることゝなつたのである。それは正貨準備として現金六割、保證準備として有價證券四割を準備物件として供託するものであつて、幣制改革後二年間を存置期間としたものであるから一九三七年、即ち民國二十六年十一月末日を以て滿了することとなつてゐたのである。

今次支那事變の突發するや、不安人氣は次第に上海に擡頭し、二十六年八月九日、大山大尉事件に引續き八月十三日、上海における戰端開始され、國民政府の緊急措置が講ぜられたものであるが、當初それは通貨收縮策において法幣の價值維持を講ぜんとするものとして具體化したことは周知の如くである。<sup>27)</sup> 通貨收縮策の實施は法幣の價值維持策とはなつたが、これを強行するにおいては、金融を梗塞せしむることゝなつた。されば支那側民間銀行及び錢莊方面では上掲の二十四年十一月四日、新幣制實施後許容されたる法幣領用規則に基づく領券契約についての領用辦法の延長を請願せんとする傾向にあつた。それは滿期に先立つて、銀錢兩業公會が共同して財政部に右特殊辦法たる領用制期限の一箇年延長を電請することゝなり、財政部もこれを許可したのであつた。<sup>28)</sup>

舊國民政府の戰時金融通貨策は、かくの如く領用制の踏襲を許可せし所あり、更に「非常時期安定金融補充辦法」を同二十六年八月二十日、上海の銀行、錢莊間に實施することゝなつた。それは對内的には金融の安定を期し、對外的には外國爲替について間接的統制をなし、資金の外流を牽制するの役割を果さしむべきを狙つたものであつた。この匯割はたゞ相互に劃賬即ち帳簿上の振替をなすものであり、現金取扱を建前としないものである

領用が中國銀行との間に締結されたのも金融逼迫緩和への要請からであつた。

27) 非常時期安定金融辦法、二十六年八月十五日公布。

28) 中國銀行經濟研究室，中外商業金融叢報，第四卷十二期，第五卷一期。

から、この仕組により外國爲替はその自由なる賣買を繼續するに放任しても擾亂の虞なきは「無異用釜底油薪之辦法、以控制外匯」即ち市面の法幣を緊縮せしむるに釜底の薪を抽出すの辦法により外國爲替を制限したると異ならないと説明されたものであつた。<sup>29)</sup>かくして安定金融辦法に因る所謂法幣收縮に對しては投機的融資は避けつゝ、實需的資金の提供を困難ならしめし弊を緩和せんとする方策が實施されたのである。

安定金融辦法並に補充辦法が一應右の如き經過を辿りしと共に、舊國民政府財政部當局では非常時金融對策として資金流通上に對策を強化する要に迫られたものである。二十六年八月二十六日、財政部通令施行の「中中交農四行聯合貼放辦法」は農礦工商業の接濟即ち救済に資し、地方金融の疏通を圓滑ならしむる措置であり、その貼現放款即ち割引貸付は信用制度の擴大となるものではあつたが、中央統歸の金融調整策たらしめんと考慮を拂ひ、この信用制度の擴大策は無節制の一般貼放政策とは趣を異にせしめんとしたものであつた。<sup>30)</sup>

地方金融の疏通を圖るべき四行聯合の割引貸付の方策が採られしと共に、この種の傾向における強化の措置を民國二十七年（一九三八年）四月二十九日、財政部公布の「改善地方金融機構辦法綱要」に見ることが出来る。この辦法の目的は抗戰時期に適應せしめんがため、内地金融を調劑し、農工各業を扶助し、生産増加の促進を企圖するにあり（第一條）、その運営は領用制の下に實施されるものとなつて現れた。領用制の仕組は法幣、公社債及び株式其他特定品を準備として中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀行の發行せる一元券及び補幣券を代理發行し得るのであり（第四條及改訂規則第六條）、同時に銀行業務が從來の固有業務以外に追加されたのである（第二條及改訂規則第二條）。

29) 法幣之回顧與前瞻，經濟研究，第一卷第一期，P. 25.

30) 因みにこの辦法は地方金融槩を打開してその疏通を目的としたるよりは寧ろ物資の徵發を企圖したものと推測され、輸出品の生産獎勵をも含んだものともいはれる性格のものであつた。

而してこの改善地方金融機構辦法綱要九箇條に依據して二十七年六月十六日、財政部核准の「領用一元券及補幣券規則」十四箇條が訂定された。

領用一元券及輔幣券規則

二十七年六月十六日 財政部核准

第二條 各地方金融機關、向中交農四行領用一元券及輔幣券時、除舊有業務外、應增辦下列各項業務。(省)

第四條 此項領用之一元券及輔幣券、以悉數流入農村盡投於生產之途爲原則、各領券機關應依照擬具之具體方案切實辦理。

第五條 領用券類之成分、定爲一元券百分之六十、輔幣券百分之四十。(以下省)

更に今次の事變については領用制の一展開を知ることが出来る。前掲の安定金融辦法並に補充辦法を繞る第一次モラトリアムに對して二十八年六月二十二日の新安定金融辦法並に六月二十五日の安定市面辦法を繞る第二次モラトリアムに於けるものが抽出され得る。それは匯割制度の機能の進化に即したものであり、いはば同業匯割より領用匯割へと一段階が劃されたのであるが本稿に於ては省略する。<sup>31)</sup>

領用制は鈔票の推行にその生成を見、爾來鈔票の整理において側面的集中化に資する所あり、金融恐慌に際會してはこれが緩和策の一役を果さしめられたものであつた。併し乍ら領用券制度をしてたゞ數發券行の發行券を推廣せしむるに終るか、更に單一發行制度への過渡的役割を來さしめ得るか或は恐慌對策としての措置如何は實にその運営にかゝるものであり、制度そのものより直接の期待はかけ難きものでもある。こゝではたゞ支那に於ける金融通貨對策上に果し來れる領用制の經過を回顧するにとゞめる。

31) 參照、小島博士、支那に於ける特殊通貨の研究、PP. 40~60, PP. 131~167, PP. 247~253.